

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成31年4月27日 08時00分ごろ
発生場所	山口県下関市巖流島 ^{がんりゅう} 東方沖 門司西海岸5号防波堤灯台から真方位228° 1.4海里付近 （概位 北緯33° 55.9′ 東経130° 56.3′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{けいよう} 恵陽丸は、西進中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 恵陽丸、5トン未満（全長6.80m） 291-26129福岡、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力56.63kW、回転数毎分3,100、4気筒、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、係留場所に戻ろうとして西進中、燃料油の残量が不足して主機に燃料を供給できなくなり、主機が停止して運航不能となり、船長が118番通報し、海上保安庁の巡視艇にえい航された。 船長は、出航前に余裕を持った量を搭載しておけばよかったと本インシデント後に思った。
分析	本船は、西進中、出航前に航程を考慮した燃料油が搭載されておらず、燃料油が不足したことから、主機に燃料油が供給されなくなり、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、西進中、出航前に航程を考慮した燃料油が搭載されておらず、燃料油が不足したため、主機に燃料油が供給されなくなり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	船長は、本インシデント後、再発防止策として、本船の燃料タンクに十分な燃料油を確保することに加え、10ℓ程度の燃料油を入れた予備の燃料タンクを積むこととした。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 燃料油は、出航前、航程を考慮して余裕を持った量を積載しておくこと。 |
|--|---|